

日経報道「AI 悪用に備え知財保護ルール 政府、省庁横断で検討」に関する調査報告

— 第 II 期 AI 基本計画・知的財産推進計画 2026・プリンシプル・コード（仮称）を踏まえて —

2026 年 8 月 14 日

Claude Opus 5

【本報告の前提に関する最重要の留保】

指定された見出し・日付（2026 年 8 月 14 日付日本経済新聞朝刊「AI 悪用に備え知財保護ルール 政府、省庁横断で検討」）の記事そのものは、本調査では見出し・リード文・URL のいずれも確認できなかった。記事の存在を否定するものではない（日経は有料記事・紙面限定でインデックス未掲載の場合がある）が、本報告の記事関連記述は記事本文の確認に基づくものではなく、近接時期の一次資料および他媒体報道から再構成した推定である。細部（会議体名・スケジュール・具体事例）が実際の記事と異なる可能性がある。

1. 要旨

- 中核は、内閣府知的財産戦略推進事務局を司令塔とし、文化庁・経済産業省・特許庁・総務省・法務省・消費者庁・デジタル庁が所管に応じて連携する「省庁横断」体制である。【事実】^{1,2}
- 政策手段の柱は、法的拘束力のない自主ルール「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）」（コンプライ・オア・エクスプレイン方式）であり、これに声の無断利用に関する不正競争防止法改正の検討、AI エージェントの責任分界の継続検討が並ぶ。【事実】^{1,5,7}
- 実務家は、報道単体ではなく背後の制度パッケージ（AI 法・第 II 期 AI 基本計画・知的財産推進計画 2026・プリンシプル・コード）を一体として捉える必要がある。優先度が高いのは、学習データ管理、生成物の依拠性・類似性チェック、営業秘密の AI 入力管理、AI 活用発明における人的寄与の立証、なりすまし・ディープフェイク対策である。【分析】

2. 当該記事の実在確認状況

見出し完全一致検索、日付＋キーワード検索、他媒体クロスチェックのいずれによっても、指定記事は特定できなかった。一方、同一テーマの近接報道は複数実在する。【事実】

- 「海外の知財侵害へ集団訴訟 政府が計画決定、AI 使った被害に対応」日本経済新聞 2026 年 6 月 12 日⁴
- 「生成 AI で知財保護ルール＝高市首相『安心活用へ環境整備』一政府計画」時事通信 2026 年 6 月 12 日³
- 「生成 AI の知財保護ルール案、実効性向上を 新聞協会が政府に意見書」日本経済新聞 2026 年 1 月 26 日、および同旨の時事通信報道⁹

仮に 8 月 14 日記事が実在するとすれば、2026 年 7 月 14 日の第 II 期 AI 基本計画閣議決定¹を受けたフォローアップ報道である可能性が高い。ただしこれは推測であり、裏付けはない。【分析・推測】

3. 政策の骨格（一次資料で確認済み）

3.1 第 II 期「人工知能基本計画」

AI 法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律、令和 7 年法律第 53 号）¹⁰第 18 条に基づく法定計画として、第 II 期「人工知能基本計画 ～日本 AX、より強く、より豊かに～」が 2026 年 7 月 14 日に閣議決定された（同日「統合イノベーション戦略 2026」も閣議決定）。第 I 期（2025 年 12 月 23 日閣議決定）から約半年での改定であり、計画本体は「当面は毎年変更を行う」と明記し、適切なベンチマーク（KPI 等）を設定してモニタリングを続けるアジャイル運用を採る。¹【事実】

3.2 知的財産推進計画 2026

知的財産戦略本部（本部長＝高市早苗内閣総理大臣）は 2026 年 6 月 12 日、「知的財産推進計画 2026」を決定した。首相は「集団的な権利行使を可能とする仕組みの構築の検討をスピード感をもって進める」と述べ、プリンシプル・コード（仮称）の策定方針、海外知財侵害に対する集団訴訟制度（認定団体による代理訴訟）、査証制度の拡充が打ち出された。^{2,3,4}【事実】

4. 省庁横断の推進体制

AI 政策全体の推進体制は、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする人工知能戦略本部を中心に、関係府省庁で構成する人工知能戦略推進会議、有識者から意見を聴く人工知能戦略専門調査会で構成される（いずれも令和 7 年 9 月 12 日の人工知能戦略本部決定に基づき設置）。¹¹【事実】

知財分野に関する所管の分担は以下のとおりである。【事実】

- 内閣府 知的財産戦略推進事務局：司令塔・総合調整
- 文化庁：著作権（学習データ利用、生成物の依拠性・類似性）
- 経済産業省・特許庁：意匠・商標・不正競争防止法・特許・AI 発明
- 総務省：AI セキュリティ、偽・誤情報対策
- 法務省・消費者庁：人格権、不法行為法の解釈
- デジタル庁：政府調達・利活用

第 II 期 AI 基本計画は、府省庁横断的に AI 法を含めた制度や運用を一斉かつ先導的に見直す方針を掲げ、デジタル行財政改革会議を改組して人工知能戦略本部・規制改革推進会議等と一体で省庁横断の AX/DX を実行すること、内閣官房に「AI・デジタル改革推進チーム」を設けて府省庁の垣根を超えた総合調整を行うことを明記している。¹【事実】

5. 上位の制度文脈

5.1 AI 法

2025 年 9 月に全面施行。理念法であり罰則を伴わない。第 16 条で国による調査、第 18 条で基本計画を規定する。悪質事例の調査は分野ごとの所管省庁が担い、判断基準は基本計画で示すという建付けである。¹⁰【事実】

5.2 プリンシプル・コード（仮称）

正式名称は「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）」。⁵2025 年 12 月 26 日に案が公表され、意見募集は 2026 年 1 月 26 日締切であった。生成 AI 事業者に対し、透明性の確保と知財保護措置の開示を「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式で求める日本初の自主ルールである。^{5,7}【事実】

3 原則は次のとおり。①コーポレートサイト等における開示（使用モデル、学習データに関連する事項、アカウントビリティ、侵害防止の技術的措置の有無等）、②権利者からの開示請求への回答（照会された URL 等がデータセットに含まれるか等）、③利用者からの開示請求への回答。法的拘束力はなく、遵守しなくとも直ちに違法とはならない。2026 年度中の正式確定が予定されている。所管は内閣府（知財）、文化庁、経済産業省。^{5,7}【事実】

5.3 その他の関連文書

- 内閣府「AI時代の知的財産権検討会」（2023年10月開始）：論点整理→中間とりまとめ（2024年5月28日）→権利者のための手引き（2024年11月15日）。2026年4月23日の第12回でプリンシプル・コード案とパブリックコメント結果を審議。¹²
- 文化庁「AIと著作権に関する考え方について」（2024年3月）¹³、「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」（2024年7月31日）¹⁴
- 総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン」第1.2版（2026年3月31日）¹⁵

6. 第Ⅱ期 AI 基本計画における関連記述（原文）

以下は内閣府「人工知能基本計画」（令和8年7月14日閣議決定）¹からの引用である。【事実】

6.1 知的財産の保護

「適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとともに、コンテンツホルダーへの対価還元等の推進や、生成AIによる知的財産権侵害対策に関する相談体制の整備、生成AIと知的財産権に関する分かりやすい情報提供等の取組を進める。【◎内閣府、関係省庁】」

「声の無断利用によるパブリシティ権その他の人格権の侵害等に関する不法行為法の解釈等に係るガイドライン等を作成するとともに、不正競争防止法改正を含む法整備の必要性も含め検討する。【◎内閣府、消費者庁、総務省、法務省、文化庁、経済産業省、特許庁】」

「AI利活用により生成された製品・サービスを巡る知的財産権について、その在り方を検討する。【◎内閣府、経済産業省、関係省庁】」

6.2 責任分界

「エージェント型AIの進展も前提としつつ、AI利活用におけるリスクが顕在化し権利侵害や損害が発生した場合の責任分界について、継続的に検討する。【◎内閣府、関係省庁】」

6.3 AI 悪用対策

「AI関連のサイバー事案の対処能力の向上など、AIを悪用したサイバー攻撃、詐欺を始めとする各種の犯罪、CBRNEテロを始めとする各種テロ等への対応を図る。【内閣官房、◎警察庁、総務省】」

「生成AIを悪用した偽・誤情報等への対応について、（中略）AI生成コンテンツを判別する技術、AIの制御機能等の開発を支援する。【◎総務省、文部科学省、経済産業省】」

第1章では「この半年の間も、AIを悪用したディープフェイクや、肖像権、声の無断利用、著

著作権等の財産権の侵害のおそれがある事案が国民の関心を集める」との現状認識が示されている。

7. 想定される具体的論点

7.1 著作権

学習は原則として著作権法 30 条の 4 により許容される。ただし「非享受目的」を満たさない場合、および同条ただし書（著作権者の利益を不当に害する場合）に該当する場合は適用されない。海賊版と知りながらの収集は AI 開発者も責任を問われうる。¹³ 生成・利用段階は依拠性・類似性で判断され、AI が対象著作物にアクセスしていればユーザーが認識していなくとも依拠性が肯定される。契約による 30 条の 4 の排除可否（いわゆるオーバーライド問題）は未確定の論点である。【事実＋未確定論点】

7.2 意匠・商標

学習段階では原則として権利は及ばない（登録意匠の AI 学習は意匠法 2 条 2 項の「実施」に該当しない）。生成・利用段階の模倣品・商品形態模倣は、依拠性を含む従来の法理で判断される。¹² 【事実】

7.3 営業秘密・限定提供データ

不正競争防止法の適用は従来どおりであり制度上の特有論点は少ないが、AI への入力による秘密管理性の喪失が実務上の最重要リスクである。【分析】

7.4 特許

AI 発明の発明者は自然人に限られる点は、2026 年時点で日米欧英いずれにおいても確立している。実務上の要点は人間の創作的寄与の立証にある。加えて、AI 生成文献の大量公開による先行技術のインフレ（防衛的公開の悪用）と、当業者（PHOSITA）水準の引上げが進歩性判断に与える影響が論点として浮上しており、USPTO も意見募集を実施した。特許庁は審査ハンドブックに AI 関連事例を段階的に追加している（2017 年 3 月に 5 事例、2019 年 1 月に 10 事例、2024 年 3 月 13 日にさらに 10 事例）。¹⁶ 【事実＋未確定論点】

7.5 パブリシティ権・肖像・声

第 II 期 AI 基本計画において、不正競争防止法改正を含む法整備の必要性を検討する旨が明記された（6.1 参照）。ディープフェイク・なりすまし詐欺が焦点である。¹ 【事実】

7.6 AI エージェントの責任帰属

第 II 期 AI 基本計画で「継続的に検討」と明記されるにとどまり、制度設計は未確定である。¹【未確定論点】

8. 海外動向との比較

8.1 EU

AI Act (Regulation (EU) 2024/1689) ¹⁷。汎用 AI (GPAI) 義務は 2025 年 8 月に適用開始済みであり、技術文書の整備、学習データの十分詳細な要約の公開、EU 著作権法への準拠ポリシー、システムックリスクを有する GPAI への敵対的テスト等の上乗せ義務を含む。罰則は最大 3,500 万ユーロまたは全世界売上高の 7% (2025 年 8 月発効)。¹⁷【事実】

「Digital Omnibus on AI」 (Regulation (EU) 1744/2026、2026 年 7 月 27 日適用) により高リスク義務の適用日が延期された (Annex III は 2027 年 12 月 2 日、Annex I は 2028 年 8 月 2 日)。透明性義務 (第 50 条) は 2026 年 8 月から、AI Office の本格的執行権限も 2026 年 8 月 2 日から。加えて Omnibus VII (2026 年 6 月 29 日に EU 理事会が最終承認) により、非同意の性的・親密コンテンツや CSAM の生成に関わる AI プラクティスが禁止された。¹⁸【事実・ただし施行実務は流動的】

8.2 米国

著作権局レポート Part 2 (2025 年 1 月 29 日、AI 生成物の著作物性) および Part 3 プレ公開版 (2025 年 5 月 9 日、学習とフェアユース)。学習は多くの場合 transformative であるが、生成物が市場で原著作物を代替するか否かが最終判断の鍵になると分析されている。¹⁹同レポート公表直後に著作権局長 (パールマター氏) が解任され、先行きは不透明である。判例は Thomson Reuters v. Ross (2025 年 2 月、侵害を肯定しフェアユースを否定)、Bartz v. Anthropic および Kadrey v. Meta (いずれも 2025 年 6 月) で判断が分かれている。²⁰トランプ政権は AI 障壁除去の大統領令に象徴される脱規制路線を採る。【事実】

8.3 英国・中国

英国は AI Opportunities Action Plan (2025 年 1 月) ²¹ に基づき、包括立法ではなく原則・業種別のアプローチを採る。中国は新世代 AI 発展計画 (2017 年) 以降、国家主導でデータ・インフラ・人材を一体運用している。【事実】

8.4 日本の位置づけ

日本は、EU の厳格規制と米国の脱規制の中間にあり、「ソフトロー（プリンシプル・コード）＋既存法の解釈明確化＋限定的な法改正（不正競争防止法）」という漸進的アプローチを採る。著作権法 30 条の 4 による広い学習許容が「機械学習パラダイス」と評される国際的特徴である。⁵WIPO 対話や AI Infrastructure Interchange（AIII、2026 年 3 月立上げ）を通じた国際協調も志向されている。【事実＋分析】

9. 産業界・実務家の反応

日本新聞協会は 2026 年 1 月 26 日の意見書において、プリンシプル・コード案を報道コンテンツ等の知的財産の適切な保護を一步前進させる重要な内容と評価する一方、法定ルールではなく強制的な開示や罰則を伴わないことから事業者が遵守するかは不透明であるとして実効性に懸念を示した。具体策として、開示対象に検索拡張生成（RAG）に用いる「知識データ」を含めること、コード遵守を政府調達条件とすること、影響力の大きい海外事業者への周知徹底、改善がない場合の迅速な法制化を提言している。^{8,9}【事実】

経団連は 2026 年 1 月 14 日、内閣府知的財産戦略推進事務局とプリンシプル・コード案について意見交換を行った。AI 事業者側からは、学習データの詳細開示は対応が困難であり、国内事業者のみが不利となって海外事業者に先行を許すとの懸念が示されている。⁵【事実】

10. 実務への含意と推奨アクション

以下は本調査に基づく筆者の分析・提言であり、政府方針そのものではない。【分析】

10.1 段階 1（即時～3 か月）：ガバナンス基盤の棚卸し

- 自社が生成 AI の開発者・提供者に該当するかを判定し、プリンシプル・コード 3 原則への対応可否を自己点検する。特に権利者・利用者からの開示請求への回答体制と、RAG 用「知識データ」の取扱いに留意する。
- 営業秘密・限定提供データの AI 入力ルールを整備する（外部生成 AI への秘密情報入力の禁止、承認フロー、ログ保存）。秘密管理性の喪失は最も現実的な損失であり、最優先で対処すべきである。
- 生成物の依拠性・類似性チェック体制と、プロンプト履歴・人的関与記録の保存を標準化する。

10.2 段階 2（6～12 か月）：攻めと守りの制度対応

- AI 活用発明について、人間の創作的寄与を示す開発ログ・選択修正記録を体系化し、発明者適格の立証準備を進める。
- ブランド・肖像・声のなりすまし監視体制を構築し、不正競争防止法改正およびパブリシティ権ガイドライン化の動向を追跡する。
- EU 向け事業がある場合、GPAI 透明性義務および第 50 条の表示義務（2026 年 8 月～）への対応を先行整備する。

10.3 段階 3（継続）：政策モニタリング

追跡すべき一次資料は、プリンシプル・コード正式版（2026 年度確定予定）、AI 時代の知的財産権検討会の後続とりまとめ、特許庁の AI 発明・AI 生成先行技術に関する調査事業、経済産業省の不正競争防止法改正・責任分界の検討、第 II 期 AI 基本計画のフォローアップ（毎年改定方針）である。

10.4 判断を変える閾値

- プリンシプル・コードが法制化に移行する兆候（新聞協会等の要請が計画・法案に反映される）が現れた場合 → 開示体制を義務対応レベルに引き上げる。
- 不正競争防止法改正案が国会に提出された場合 → 声・肖像の管理・監視体制を法対応へ移行する。
- AI 生成発明・AI 生成先行技術に関する特許庁の運用指針が公表された場合 → 出願戦略および防衛的公開戦略を見直す。
- EU Digital Omnibus の各適用日（透明性義務 2026 年 8 月、高リスク 2027 年 12 月／2028 年 8 月）が到来する場合 → EU 向けプロダクトのコンプライアンスを最終確認する。

11. 留保事項

- 最重要：指定された日経記事（2026 年 8 月 14 日付）の存在・内容・見出しは確認できていない。本報告の記事関連記述は近接時期の一次資料・他媒体報道からの再構成であり、記事本文の確認に基づかない。日経の有料記事は見出し・リード文の確認にとどまることが多く、全文の取得はできなかった。
- 法解釈・制度設計の多くは未確定である。特に著作権法 30 条の 4 のオーバーライド、AI エージェントの責任帰属、AI 生成先行技術の扱いは政府内でも「継続検討」段階であり、断定を避けるべきである。

- プリンシプル・コードについては、本報告時点で「案」段階の記述を含む。正式版で内容が変わりうる。
- 第 II 期 AI 基本計画の条項・所管府省の表記は内閣府 PDF に基づくが、確定本文との逐一照合は原典で行うことを推奨する。
- EU の Digital Omnibus 適用日等は複数の法律事務所解説および EU 理事会公表に基づくが、施行実務は流動的であり、最新の Official Journal および欧州委員会ガイドラインで確認されたい。
- 参考文献のうち「[URL 未検証]」と付したものは、文書の存在・内容は確認したが URL を直接検証していないもの、または一次資料の URL を特定できなかったものである。

参考文献

1. 内閣府「人工知能基本計画 〜日本 A X、より強く、より豊かに〜」（令和 8 年 7 月 14 日閣議決定）。
[URL 未検証]
2. 内閣府 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026」（令和 8 年 6 月 12 日決定）。[URL 未検証]
3. 「生成 A I で知財保護ルール＝高市首相『安心活用へ環境整備』一政府計画」時事通信（2026 年 6 月 12 日）<https://topics.smt.docomo.ne.jp/article/jiji/politics/jiji-2026061201117>
4. 「海外の知財侵害へ集団訴訟 政府が計画決定、AI 使った被害に対応」日本経済新聞（2026 年 6 月 12 日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA1173Y0R10C26A6000000/>
5. 橋本阿友子「機械学習パラダイス・日本における AI ソフトロー『AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）』」骨董通り法律事務所コラム（2026 年 1 月 26 日）<https://www.kottolaw.com/column/260126.html>
6. 内閣府知的財産戦略推進事務局「知的財産推進計画 2025 に向けた取組等について」（令和 6 年 12 月 16 日、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会 資料 4）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/026_04_00.pdf
7. 内閣府「生成 A I の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」（2025 年 12 月 26 日公表、意見募集は 2026 年 1 月 26 日締切）。[URL 未検証]
8. 一般社団法人日本新聞協会「生成 A I の知的財産保護ルール案に関する意見書」（2026 年 1 月 26 日）。
[URL 未検証]
9. 「『罰則なく、実効性懸念』生成 A I 知財保護案巡り一新聞協会意見書」時事通信（2026 年 1 月 26 日）。[URL 未検証]
10. 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和 7 年法律第 53 号）。2025 年 9 月全面施行。
11. 人工知能戦略本部決定「人工知能戦略推進会議及び人工知能戦略専門調査会の設置について」（令和 7 年

9月12日)。[URL未検証]

12. 内閣府「A I時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」(2024年5月28日)、同「A I時代の知的財産権検討会 権利者のための手引き」(2024年11月15日)。[URL未検証]
13. 文化庁著作権課「A Iと著作権に関する考え方について」(令和6年3月15日、文化審議会著作権分科会法制度小委員会)。[URL未検証]
14. 文化庁「A Iと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」(2024年7月31日)。[URL未検証]
15. 総務省・経済産業省「A I事業者ガイドライン(第1.2版)」(2026年3月31日)。[URL未検証]
16. 特許庁「特許・実用新案審査ハンドブック附属書B A I関連技術に関する事例の追加」(2017年3月・5事例、2019年1月・10事例、2024年3月13日・10事例)。[URL未検証]
17. Regulation (EU) 2024/1689 of the European Parliament and of the Council (Artificial Intelligence Act), OJ L, 12.7.2024. [URL未検証]
18. Regulation (EU) 1744/2026 (いわゆる Digital Omnibus on AI、2026年7月27日適用) および Omnibus VII (2026年6月29日 EU 理事会最終承認)。[URL未検証・施行実務は流動的]
19. U.S. Copyright Office, "Copyright and Artificial Intelligence, Part 2: Copyrightability" (Jan. 29, 2025); "Part 3: Generative AI Training" (Pre-Publication Version, May 9, 2025). [URL未検証]
20. Thomson Reuters Enterprise Centre GmbH v. Ross Intelligence Inc. (D. Del., 2025年2月)、Bartz v. Anthropic PBC および Kadrey v. Meta Platforms, Inc. (N.D. Cal., 2025年6月)。[判例の詳細は原典で確認を要する]
21. UK Government, "AI Opportunities Action Plan" (Jan. 2025). [URL未検証]